

令和 7 年第 1 回中間市議会臨時会会期日程

(会 期 1月20日：1日間)

月	日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
1月20日	月		開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 第1号議案・第2号議案 「 議案上程・提案理由説明・質疑 」 「 委員会付託 」
				総合政策 委 員 会	
				市民厚生 委 員 会	
			開 議 委員会終了後		3. 第1号議案・第2号議案 [委員長報告・質疑・討論・採決]

諸 般 の 報 告

第1回中間市議会臨時会

令和7年1月20日

(議決事件の条項、字句、数字等の整理)

1. 令和6年第4回中間市議会定例会に上程され、12月12日の本会議において議長に委任された「第47号議案 令和6年度中間市一般会計補正予算(第5号)」の条項、字句、数字、その他の整理について、同日付で行った。

(報告書の受領)

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和6年12月13日、23日、令和7年1月6日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 令和6年度一般会計及び特別会計等 | 令和6年10月分 |
| (2) 令和6年度中間市水道事業会計 | 令和6年10月分 |
| (3) 令和6年度中間市公共下水道事業会計 | 令和6年10月分 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和6年12月16日、23日、令和7年1月6日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|---------|-------|
| (1) 財政課 | 令和3年度 |
| | 令和4年度 |
| | 令和5年度 |
| (2) 企画課 | 令和3年度 |
| | 令和4年度 |
| | 令和5年度 |

(3) 会計課

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

4. 地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分の報告書を、令和7年1月16日付で市長から下記のとおり受領した。

記

(1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

- ・相手方 中間市在住 男性
- ・事故の概要 事故発生日時 令和6年12月2日(月)午後0時頃
事故の発生場所 中間市中間一丁目1番1号中間市役所本館地下駐車場
事故の状況 市職員が中間市役所本館地下駐車場に公用車を駐車するため、車両を後進させたところ、駐車していた相手方車両の前方バンパーと接触し、損傷させた。
- ・損害賠償の額 735,321円

(意見書の提出)

5. 令和6年12月12日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

(1) 訪問介護報酬の引上げを求める意見書

(2) 物価上昇を上回る年金額引上げと公的年金の制度改善を求める意見書

令和7年 第1回 1月 (臨時) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

令和7年1月20日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

令和7年1月20日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 第1号議案 令和6年度中間市一般会計補正予算 (第6号)
(日程第2 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第 3 第2号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(日程第3 提案理由説明・質疑・委員会付託)

【 休 憩 】

- 日程第 4 第1号議案 令和6年度中間市一般会計補正予算 (第6号)
(日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第2号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15名)

1 番 小林 信一君	2 番 堀田 克也君
3 番 田口 善大君	4 番 蛙田 忠行君
5 番 柴田 芳信君	6 番 田口 澄雄君
7 番 山本 慎悟君	8 番 安田 明美君
9 番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
16番 中野 勝寛君	

欠席議員 (1名)

15番 井上 太一君

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	田代 謙介君
教育長	………	蔵元 洋一君	総務部長	………	後藤 謙治君
総務部参事	………	持田 将一君	未来創造部長	………	井上 篤君
市民部長	………	北原 鉄也君	保健福祉部長	………	冷牟田 均君
福祉事務所長	………	岩切 伸一君	教育部長	………	清水 秀一君
建設産業部長	………	白石 和也君			
環境上下水道部長	………				亀井 誠君
消防長	………	高野 智宏君	総務課長	………	久野 朋博君
企画課長	………	佐野 耕二君	こども未来課長	………	松原 邦加君
福祉支援課長	………	山本 竜男君	市民課長	………	岩切 晶子君
課税課長	………	大内 智二君	教育総務課長	………	山口 研治君
都市計画課長	………	江藤 新悟君	環境保全課	………	岡 和訓君
消防本部次長	………	上本 聡君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	志垣 憲一君	書記	熊谷 浩二君
書記	山本 和美君	書記	黒川美寿穂君

議案の委員会付託表

令和7年1月20日
第1回中間市議会臨時会

議案番号	件名	付託委員会
第1号議案	令和6年度中間市一般会計補正予算（第6号）	別表1
第2号議案	中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総合政策

別表 1

令和6年度中間市一般会計補正予算（第6号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 2
第2条	第2表 繰越明許費	市民厚生

別表 2

歳入

款別	款名	項別	付託委員会
10	地方交付税	全 項	総合政策
14	国庫支出金	全 項	市民厚生

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全 項	総合政策
2	総務費	全 項	
3	民生費	全 項（他の所管に係る分を除く。）	市民厚生
		1項1目の一部、2項4目	総合政策
4	衛生費	全 項	
7	商工費	全 項	
8	土木費	全 項	
9	消防費	全 項	
10	教育費	全 項	

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 15 名で、定足数に達しております。これより、令和 7 年第 1 回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は 1 日間と決しました。

日程第 2. 第 1 号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、第 1 号議案、令和 6 年度中間市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 1 号議案、令和 6 年度中間市一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、国において、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づく令和 6 年度補正予算（第 1 号）が先月 17 日に成立したことを受けまして、本市におきましても、早急に実施すべき事業に係る経費を計上するものでございます。

また、第 2 号議案でご提案いたします職員の給与の改定に伴い、期末手当等につきましても増額計上いたしております。

まず、総合経済対策におきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯への支援として、令和 6 年度の住民税非課税世帯に対し、一世帯当たり 3 万円を基礎として、さらに、世帯員である 18 歳以下の児童一人当たり 2 万円を加算

して給付することが決定され、迅速な事業執行に取り組む要請がなされております。

次に、地方交付税におきましては、特例的対応として前年度に引き続き普通交付税の再算定が行われ、給与改定費をはじめ3つの臨時費目が創設されたことに伴い、これらに対応して追加で交付決定された2億460万円を予算計上いたしております。

それでは、補正予算の具体的な内容につきまして、歳出からご説明いたします。

まず、性質別経費につきましては、人件費におきまして、給与改定等に伴い給料や職員手当を総額5,100万円増額いたしております。

次に、目的別経費につきましては、総務費におきまして、人件費の増額及び普通交付税の再算定結果を踏まえた財源調整により、財政調整基金積立金を1億130万円、普通交付税の再算定において創設された臨時財政対策債償還基金費への対応のため、減債基金積立金を5,570万円それぞれ増額いたしております。

民生費におきましては、住民税非課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金の給付に係る経費として、給付金の受付及びコールセンターの運營業務委託料870万円、システム改修委託料360万円をはじめとした事務費に1,750万円、物価高騰緊急支援給付金に2億1,000万円を計上いたしております。また、この給付金の対象世帯に対することも加算分の給付に係る経費として、システム改修委託料40万円等の事務費に170万円、物価高騰緊急支援給付金に2,400万円を計上いたしております。

なお、対象となる世帯数等につきましては、住民税非課税世帯を7,000世帯、子ども加算の対象人数を1,200人、対象世帯を700世帯と見込んでおります。また、これらの事業は、実施期間が来年度までに及ぶことから、それぞれ全額を繰越明許費として設定いたしております。

これらの事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、地方交付税におきまして、普通交付税の再算定に伴い、追加で交付決定された2億460万円を計上いたしております。

国庫支出金におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に2億5,320万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ4億5,788万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ200億6,123万7,000円とするものでございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第1号議案は、中間市議会会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第3. 第2号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第3、第2号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第2号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和6年の人事院勧告に基づき、給与制度について、時代の要請に即したものに転換するため、給料及び諸手当にわたる包括的な見直しを行うものでございます。

まず、給料表の給料月額につきまして、令和5年の人事院勧告に引き続き人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置き、平均2.76%を引き上げることにより、大卒程度の初任給を2万4,000円程度、高卒程度の初任給を2万3,000円程度引き上げ、令和6年4月1日に遡及して適用するものでございます。

また、職務の級が3級以上であるものの号給について、初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げることにより、給料の最低水準の引上げを行うものでございます。

次に、期末勤勉手当につきまして、0.1か月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものでございます。

次に、地域手当につきまして、現在、規則で定める特定の地域に在勤する職員に対してのみ支給しておりますが、国が定める新級地区分に当てはめ、全ての職員を対象として給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額の4%の額を支給するものでございます。

なお、支給割合につきましては、急激な変動を緩和するため、令和7年度から令和9年度までをかけて段階的に引き上げることといたしております。

最後に、扶養手当につきまして、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会情勢への対応及び子育て支援の拡充として、配偶者に係るものの廃止及び子に係るものの額の増額を、令和7年度及び令和8年度で段階的に実施するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、原則として令和7年2月1日とし、初号の額の引上げ及び地域手当の支給並びに扶養手当の第1段階目の変更に係る改正は令和7年4月1日から、扶養手当の第2段階目の変更に係る改正は令和8年4月1日から施行することといたしております。

また、給料表の給料月額に係る改正を令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る改正を令和6年12月1日から適用するための遡及適用の規定及び地域手当を段階的に引き上げるための読替規定を併せて設けております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第2号議案は、中間市議会会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に、各常任委員会に付託された議案の審査をお願いいたします。

再開は、追って連絡いたします。

午前10時10分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4. 第1号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第4、第1号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第6号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第6号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳入として、地方交付税におきまして、普通交付税の再算定に伴い、追加交付決定された2億463万3,000円が計上されています。

次に、歳出として、人件費におきまして、給与改定等に伴い給料や職員手当が総額5,109万2,000円増額されています。

また、総務費におきまして、人件費の増額及び普通交付税の再算定結果を踏まえた財源

調整のため、財政調整基金積立金が1億133万2,000円、普通交付税の再算定において創設された臨時財政対策債償還基金費への対応のため、減債基金積立金が5,570万1,000円それぞれ増額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ4億5,788万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ200億6,123万7,000円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第6号）のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入として、国庫支出金において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に2億5,325万円が計上されています。

次に、歳出として、民生費において、住民税非課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金の給付に係る経費として、給付金の受付及びコールセンターの運營業務委託料やシステム改修委託料をはじめとした事務費に1,750万円、物価高騰緊急支援給付金に2億1,000万円がそれぞれ計上されています。また、この給付金の対象世帯に対することも加算分の給付に係る経費として、システム改修委託料等の事務費に175万円、物価高騰緊急支援給付金に2,400万円がそれぞれ計上されています。

なお、これらの事業は、実施期間が来年度まで及ぶことから、それぞれ全額が繰越明許費として設定されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第1号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第1号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5. 第2号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第5、第2号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第2号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、令和6年の人事院勧告に基づき、給料及び諸手当にわたる包括的な見直しを行うものです。

条例改正の主な内容としましては、給料表の給料月額について、若年層に重点を置き、平均2.76%引き上げることにより、大卒程度の初任給を2万4,000円程度、高卒程度の初任給を2万3,000円程度引き上げ、令和6年4月1日に遡及して適用するものです。また、期末勤勉手当を0.1か月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものです。

次に、地域手当について、全ての職員を対象として、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額の4%の額を支給し、支給割合にあつては、令和7年度から令和9年度までにかけて段階的に引き上げることとするものです。

さらに、扶養手当について、配偶者に係るものを廃止及び子に係るものの額の増額を、令和7年度及び令和8年度で段階的に実施するものです。

なお、条例の施行日は、原則として令和7年2月1日とし、初号の額の引上げ及び地域手当の支給並びに扶養手当の第1段階目の変更に係る改正は令和7年4月1日から、扶養

手当の第2段階目の変更に係る改正は令和8年4月1日から施行することとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第2号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第2号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、意見を付しての賛成といたします。

この条例は、国家公務員の給与改定についての人事院勧告に基づき、中間市職員の給与を改定するものです。元来、国家公務員の給与改定の人事院勧告は、地方公務員の給与改定に際しての参考の一部ですので、これに縛られるものではありません。しかし、これに倣うのが常態化をしています。

さて、今日では、近年の人材確保の困難性から、主に新卒初任給の引上げを図ったもので、高卒で12.8%、2万1,400円の引上げ、大卒では2万3,800円、12.1%の引上げです。全体としては、民間との格差1万1,183円、2.76%の引上げです。

しかし、中高年や再任用職員については、同じ物価高騰のさなかにながら、月例引上げが1%台と、生活改善にはほど遠い引上げ額となっています。また、配偶者手当を来年度から廃止することを決められており、現状での配偶者の実態を考慮したものとはなっていません。

地域手当の見直しによる都道府県単位化がなされましたが、現行水準を下回る地域は、相変わらず20%の格差が残り、全国的な不公平感の問題として、このまま容認できる状況ではありません。

地域間の格差を言いますが、生計実態調査によりますと、交通手段の確保等を考慮した場合、かえって地方の負担の方が、首都圏や大都市より多い場合もあるという試算もあります。全体的には、実態としてあまり差がないということが指摘もされています。

こうした県単位の不公平感に基づく改定には反対であります。むしろ、基本給の全体の

底上げを図るべきではないかと考えます。

人事院勧告では、人事評価制度の勤勉手当の支給上限を標準者の3倍まで引き上げることが可能とされています。昇格運用に差を設けるこのような手法は、現場のやる気をなくさせ逆に混乱をもたらします。中間市としては、採用しない運用を求めます。

今回の人事院勧告では、自治体職員の4割を占める会計年度職員についての配慮がありません。一時金の支給や賃金の遡及改定、傷病休暇の有休化などを直ちに実現することを求めます。

長年にわたって0%か1%未満、或いはマイナス改定が続けられてきましたが、今回は2.76%の引上げ勧告です。その点では、前進的な結果ですので反対はいたしません、問題点が、以上のようにありますので、意見を付しての賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第2号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、中間市議会会議規則第85条の規定により、議長において、堀田克也議員及び阿部伊知雄議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和7年第1回中間市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午前11時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 堀 田 克 也

議 員 阿 部 伊 知 雄